

PandA で配布される著作物の著作権について（詳細版）

文学部・文学研究科

授業において、PandA に講義資料がアップロードされたり動画が掲載される場合もあるでしょう。こうした文献資料や音声・画像・動画等の著作権について、受講生の皆さんに知っておいていただきたいこと、気をつけていただきたいことを以下にまとめました。著作権法違反は場合によっては刑事罰や損害賠償等に発展する恐れもあります。何が許されて何が許されないかをよく把握しておいてください。

■PandA にアップロードされる資料

PandA にはさまざまな著作物が資料としてアップロードされる可能性があります。以下はその一部です。

1. 授業担当者や他の受講者が授業のために作成した著作物(pdf, 動画)
2. 授業担当者が学術誌に発表した論文
3. 授業担当者が新聞や商業誌に執筆した記事
4. 授業担当者が著作権処理をして許諾を得た、他の著者による著作物
5. 上記の著作物内における他の著作物の引用
6. パブリックドメイン、CC ライセンス
7. その他の著作物

ここでいう著作物には、公開された文書だけでなく、未公開の文書、講演などの音声データ、画像、動画なども含まれます。これらについては著作権法により著作者の権利が保護されています。これは、他人が著作物を勝手に改変したり、配布したりすることで著作者の権利を侵害することを防ぐための重要な制度です。著作権法では、著作物の教育での利用が認められるなど、著作者の許諾がなくとも複製を行うことができるという例外規定も定められています。オンラインの授業については、2020年4月28日以降の特例措置として、著作者の許諾なく公衆送信を行ってもよいという例外規定が適用されています。しかし、受講生の側がこれらの著作物を著作権者に無断で再配布することは認められていません。以下、もう少し詳しく説明します。

■著作権の一般的な考え方

著作権と一口にいってもいくつかの権利の組み合わせで、それぞれについて誰に何がで

きるかが異なります。みなさんが主に気にかける必要があるのは以下の3つです。

著作者人格権 著作物に自分の名前を表示する権利、そして自分の著作物を勝手に改変されない権利、公表するかどうか決める権利などを総称して著作者人格権とよびます。他人の著作物を著作者がわからないようにして再配布したり、勝手に一部改変して公開するのは、仮に他の条件をクリアしていても著作者人格権の侵害になります（インターネットで他人の動画に手を加えて勝手にアップしたりしているのを見ますが、多くは著作権法違反です）。

複製権 著作物の複製を作る権利です。コピーをとる、オンラインの著作物をダウンロードする、アップロードする、ファイルを複製して誰かにあげる、などは複製にあたります。私利利用のための複製や、著作者の経済的利益を侵害しない範囲での教育目的の利用などは例外として認められていますが、それ以外は厳しく制限されており、特に複製したものを販売する行為は厳しく取り締まられています。

公衆送信権・送信可能化権 著作物を公衆に向けて送信することを公衆送信といい、放送やリアルタイムの配信、自動公衆送信（ダウンロードや動画サイトの視聴など）などがこれにあたります。また、自動公衆送信ができるような状態に著作物をおくことを送信可能化といい、多くの人がダウンロードできるように著作物をアップロードするのはこれにあたります。これらの行為については複製権よりもさらに厳しく制限されています。また、販売されている著作物（音楽や映画など）を違法アップロードしたものをダウンロードする行為も著作権違反となります。

ここでいう「公衆」は大人数を指します。したがって、少人数だけがアクセスできるサーバにアップロードする行為は必ずしも公衆送信権や送信可能化権違反とはなりません。しかし、大学での通常の講義は、PandAのようなクローズドのサイトでも多くの学生が聴講することが可能であるため、「公衆送信」と解釈されます。

一般にこれらの権利は著作権者が保持しています。YouTubeやSNSなどでだれでもアクセスできる形で公開されていたとしても、それをあなたが他人に複製してあげたり売ったり送信したりアップロードしたりすることまで許可されているわけではありません。原則として著作権者の許諾が必要です（後で述べるCCライセンスなどが明示されている場合はこの限りではありません）。

ただし、「適法な引用」の条件を満たす場合には他人の著作物を自分の著作物の中で利用することが著作権法でも認められます。適法な引用と認められるためには、引用の目的上正当な範囲内であること、被引用著作物が公開されていること、著者が明示してあること、引用とそうでない箇所の区別がカギカッコなどで明示してあること、主従関係が転倒しない範囲であること（分量や体裁の上で、あくまで自分の書いたものが主、引用部分が従である

こと)などの条件を満たす必要があります。これらの条件を満たすなら、著作権者の許諾を得ずに自分の著作物の中で引用を行うことができます。これは文章だけでなく、音声、画像、映像などにも適用されます。

■PandA 上の著作物の扱い方

次に、PandA にアップロードされる授業資料について個別に見ていきましょう。

1. 授業担当者や他の受講者が授業のために作成した著作物(pdf, 動画など)

これについてはそれを作成した本人に著作権があります。未公開の文書でも著作権法上は公開された文書と同等の権利が保護されます。受講者の発表資料や授業掲示板への書き込みなども作成された時点で立派な著作物です。したがって、受講生の皆さんが、こうした資料を授業の範囲内で自分で使うのは構いませんが、作成者に無断でコピーして受講生以外の他人に配ったり、SNS で共有したり、別のサイトにアップロードしたりするなどして再配布することは作成者の複製権や公衆送信権・送信可能化権の侵害になります。

さらにこうした授業用資料には、授業担当者が今後、学術論文誌に投稿予定の研究内容を含んでいる場合もあります。学術論文誌はその内容の新規性が要求されます。このため既に公開されている内容については論文として採択されません。筆者の意図がなくとも既に不特定多数に公開されてしまった内容は投稿できなくなってしまいます。未公開資料の扱いにはこの面でも配慮をお願いします。

また、こうした授業資料は公表されていないので、「適法な引用」の条件を満たしません。SNS 等の中で引用することも控えてください。

2 授業担当者が学術誌に発表した論文

3 授業担当者が新聞や商業誌に執筆した記事

これらについては、著作者人格権は授業担当者にあります。複製権や公衆送信権については発表された媒体との取り決めによって、媒体の側が持つ場合もあります(特に、3の新聞や商業誌の場合はほとんどの場合に媒体の側に複製権等があります)。

受講生がこうした著作物を自分のためにダウンロードすることは問題ありません。また、受講生の範囲内で共有することも OK です。しかし、受講生以外の人に複製して渡したり、アップロードしたりすることは複製権の侵害となりますし、SNS など数十人以上の人がアクセスできる場所にアップロードすることは公衆送信権・送信可能化権の侵害にもなります。営利目的でこれらのことを行えば刑事罰や損害賠償の対象ともなりえます。権利者が授業担当者でない場合は大きな問題となることもありえますので注意してください。

なお、こうした著作物がアクセス可能な形で合法にインターネット上で公開されている場合、それにリンクをはる行為は違法ではありません。ですので、授業で配布された論文や

記事について他の人にも伝えたいと思った場合、それが公開されていないかどうかを調べ、公開されているものへのリンクを伝えてあげてください。また、公開された著作物であれば、適法な引用の他の条件を満たす引用は可能です。

4 授業担当者が著作権処理をして許諾を得た、他の著者による著作物

これについては、受講生側が注意すべきことは基本的には2や3と同様です。すなわち、私的利用のための複製や受講生の間での共有は可、受講生の範囲外への複製は不可（特に販売は不可）、多くの人がアクセスできる形での公開は不可、公開されているものにリンクをはるのは可、適法な引用は可です。ただし、著作権者が必ず外部の人になりますので、著作権の遵守にはさらに細心の注意をはらう必要があります。

5 上記の著作物内における他の著作物の引用

授業資料の中で、前述の意味での適法な引用が行われる場合もあるでしょう。しかし、引用箇所だけを切り取ると、適法な引用の条件を満たさなくなることがあります。たとえば授業担当者が自分の授業資料を受講生が配布してもよい、と許諾を与えたとしても、その授業資料の一部だけを切り取って配布すると思わぬ著作権侵害を引き起こす可能性があります。

6 パブリックドメイン、CC ライセンス

著者の死後一定の期間を経た著作物（映画などの場合には公開から一定の期間を経たもの）はパブリックドメインに入ります。これについては複製権や公衆送信権の制限は消滅します。それでも著作者人格権は残りますので、たとえば明治時代の人の文章を自分の文章のふりをして公表するとか改変して発表するといった行為は原理的には著作者人格権侵害となりえます。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）とは、著作権の一部を著作者自身が放棄して流通や再利用をしやすくするしくみです。このしくみのもとでやってよいことは、それぞれのライセンスのタイプごとに異なります。どのようなライセンスのもとにあるかを確認し、著作者の意図を尊重しながら利用してください。詳しくは以下のサイトなどを参照してください。

<https://creativecommons.jp/licenses/>

7 その他の著作物

現在、著作権法に対する特例措置が実施されており、オンラインの授業でも教育目的であれば著作権者に許諾をとらずに公衆送信や送信可能化を行うことが認められています。これは教育目的という限定の下での措置ですので、他の目的に転用する場合には通常の著作権法の規定が適用されます。

■授業の動画を録音・録画した場合は？

PandA を通して授業をリアルタイム配信する場合、授業によっては、受講生の皆さんが学習目的で録音・録画することを認める場合もあるかもしれません。この場合、録画したデータは教員の著作物であり、著作権法の適用をうけます。受講生以外の人に対して無許可での配布やアップロードなどをしないでください。配信や動画の全体でなく、一画面だけをキャプチャなどして配布・アップロードするのも同じことですのでやめてください。